

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 証券取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年9月21日

【事業年度】 第34期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）

【会社名】 株式会社フォトロン

【英訳名】 PHOTRON LIMITED

【代表者の役職氏名】 代表取締役兼社長執行役員 塚田 真人

【本店の所在の場所】 東京都千代田区富士見一丁目1番8号

【電話番号】 03-3238-2170（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役兼常務執行役員 社長室長 竹岡 峰夫

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区富士見一丁目1番8号

【電話番号】 03-3238-2170（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役兼常務執行役員 社長室長 竹岡 峰夫

【縦覧に供する場所】 株式会社ジャスダック証券取引所
(東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番9号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月29日に提出いたしました第34期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

3 配当政策

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は、____を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

3 【配当政策】

（訂正前）

当社は、業績や配当性向を考慮しつつ継続的な利益配当及び内部留保を実施していくことを基本方針としております。

国際的な企業間の製品開発競争やコスト削減競争は、さらに激化していくものと思われ、引続き研究開発投資や設備投資等に積極的に取組む考えであります。こうした資金需要に対処していくため内部留保を考慮し、当期期末配当は、平成19年5月23日開催の取締役会において、1株につき7円50銭と決議されました。

（訂正後）

当社は、業績や配当性向を考慮しつつ継続的な利益配当及び内部留保を実施していくことを基本方針としております。

国際的な企業間の製品開発競争やコスト削減競争は、さらに激化していくものと思われ、引続き研究開発投資や設備投資等に積極的に取組む考えであります。こうした資金需要に対処していくため内部留保を考慮し、当期期末配当は、平成19年5月23日開催の取締役会において、1株につき7円50銭と決議されました。

なお、期末配当を基本方針としておりますが、中間配当の制度も定めております。配当の決定機関は期末配当、中間配当ともに取締役会であります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

（訂正前）

（1）＜省略＞

（2）コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

①会社機関の内容

当社は、監査役制度を採用しており、取締役会は取締役6名（すべて社内取締役）、監査役会は監査役は3名

(うち2名は社外監査役)で構成しております。当社の取締役は、15名以内とする旨定款に定めております。

経営方針や重要事案の審議・決定と業務執行の監督を行う機関として、取締役会規程に基づき原則として毎月1回月例取締役会を開催しており、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

また、意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、業務執行体制の強化を図るため、執行役員制度を導入しております。現在、執行役員は7名(うち4名は取締役が兼務)おります。

なお、上記体制は提出日現在のものです。

②～⑤<省略>

(3)～(5)<省略>

(訂正後)

(1)<省略>

(2)コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

①会社機関の内容

当社は、監査役制度を採用しており、取締役会は取締役6名(すべて社内取締役)、監査役会は監査役は3名(うち2名は社外監査役)で構成しております。当社の取締役は、15名以内とする旨定款に定めております。また、取締役の選任決議については、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

経営方針や重要事案の審議・決定と業務執行の監督を行う機関として、取締役会規程に基づき原則として毎月1回月例取締役会を開催しており、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

また、意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、業務執行体制の強化を図るため、執行役員制度を導入しております。現在、執行役員は7名(うち4名は取締役が兼務)おります。

なお、上記体制は提出日現在のものです。

②～⑤<省略>

(3)～(5)<省略>

(6)株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う旨定款に定めております。